

独立行政法人地域医療機能推進機構法案要綱

第一 総則

一 名称

独立行政法人地域医療機能推進機構とすること。（第二条関係）

二 機構の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から承継した病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とすること。（第三条関係）

三 資本金

機構の資本金について所要の規定を設けるものとする。（第五条関係）

第二 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内及び非常勤の理事五人以内を置くことができるものとする。 (第六条関係)

二 その他

理事の職務及び権限、役員任期、役員欠格条項の特例その他所要の規定を設けるものとする。 (第七条から第十二条まで関係)

第三 業務等

一 業務の範囲

1 機構は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十三条関係)

- (1) 病院の設置及び運営を行うこと。
- (2) 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。
- (3) 看護師養成施設の設置及び運営を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、1に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法に規定する事業に係る業務の一部を行うことができるものとする。

二 施設別財務書類

機構は、毎事業年度、一の(1)から(3)までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下「施設」という。）ごとに、その財務に関する書類を作成しなければならないものとする。（第十四条関係）

三 積立金の処分

機構の積立金の処分について所要の規定を設けるものとする。（第十五条関係）

四 長期借入金及び債券

機構は、施設の設置等に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は債券を発行することができることとし、そのための所要の規定を設けるものとする。（第十六条及び第十七条関係）

第四 雑則

一 地域の実情に応じた運営

機構は、施設の運営に当たり、広く関係者の意見を聴いて参考とし、地域の実情に応じた運営に努め

なければならぬものとする。 (第十八条関係)

二 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求

厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第三の一に規定する業務の一部に関し必要な措置の実施を求めることができるものとする。

(第十九条関係)

三 その他

医療法その他の法令について機構を国とみなして準用することその他所要の規定を設けるものとする。 (第二十条から第二十三条まで関係)

第五 罰則

罰則について、所要の規定を設けるものとする。 (第二十四条及び第二十五条関係)

第六 附則

一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとし、五の定めのほか一部は公布の日から施行

するものとする。 (附則第一条関係)

二 機構は、この法律の施行の時に成立するものとする。機構の成立の日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が有する権利及び義務のうち、施設その他機構が第三の一に規定する業務を確実に実施するために必要なものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継するものとし、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 (附則第二条及び第三条関係)

三 機構は、施設の運営を第三者に委託する場合において、その者が独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の委託を受けて当該施設の運営を行っている者であるときは、平成二十五年三月三十一日までの間に限り、委託することができるとすること。 (附則第四条関係)

四 政府は、機構の成立の日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制の確保の状況等を勘案し、国民が安心して地域で医療を受けられる体制の確立に資するとともに機構の業務運営の効率化及び経営基盤の安定化を図る観点から、機構の役割及び在り方について検討を加えるものとする。 (附則第六条関係)

五 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構について、その存続期限を六か月延長するとともに、船員保険法の施設の運営又は管理の業務を特例として行うことその他の所要の規定を設けるものとする
こと。（附則第七条及び第八条関係）

六 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う
ものとする。こと。（附則第五条及び第九条から第十四条まで関係）